

山口弁護士会



山口県弁護士会は、山口県内に法律事務所を設置する弁護士・弁護士法人によって構成されています。

当会は、弁護士が県民にとって身近で頼りがいのある存在になるよう、様々な活動を行っています。当会の法律相談センターでは、契約、交通事故、離婚、相続などの法的トラブルに関する法律相談を受け付けております。

また、弁護士が県内の学校、団体、地域に出張して、法的トラブルの予防策や解決策などの講義を行う出前講義をしています。

さらに、いじめ問題など子どもの権利保護、高齢者の権利保護、貧困問題、刑事弁護、犯罪被害者支援など現在の社会に存在する様々な問題に対応するための諸活動も行っています。

再犯防止に関連する活動内容

1. 当会では、当番弁護士の派遣や国選弁護人候補者の推薦等を通じ、罪に問われた方について、えん罪の防止、行き過ぎた刑罰の防止のため、適切な弁護を受けられるための体制を整備しています。

そして、高齢者や障がいを持つ方について、個々人の特性を踏まえた弁護活動を行えるよう、福祉専門職との連携を図るための様々な取組みを行っています。

2. 福祉専門職との連携のための具体的な取組み

I. 弁護人と福祉専門職が連携する場合の費用助成事業

福祉専門職が弁護人とともに高齢または障がいを持つ被疑者・被告人と面会した場合に5000円、更生支援のための計画書を作成した場合に5万円を当会から支払う事業を実施しています（被疑者・被告人の資力要件あり）。

II. 福祉専門職向け法廷傍聴企画

福祉専門職の希望者を募り、刑事事件の法廷傍聴を行っています。傍聴の前と後には、弁護士から手続等の説明をしています。

III. 四会連携

社会福祉士会、精神保健福祉士会、地域生活定着支援センターと協定を締結し、罪に問われた高齢者や障がいを持つ方の更生のために支援を行うことのできる人材育成や社会資源の開発のために相互交流を行い、合同研修の実施等を行っています。

連絡先

〒753-0045

山口市黄金町2-15

TEL 083-922-0087

<http://www.yamaguchikenben.or.jp/>